

ご存知  
ですか

# 労働委員会

公正・中立な立場で労使関係の安定を図ります。

労使間のトラブルで自主的な解決が困難なときには、  
労働委員会制度を御利用ください。

労委に相談して  
よかった！

あっせん受けたら  
解決したんよ！



愛媛県イメージアップキャラクター  
「みきゃん」

- 手続きなど詳しいことは、当労働委員会事務局まで御相談ください。
- 労働委員会の利用は、無料です。
- 相談者の秘密は、固く守ります。

## 愛媛県労働委員会

# 労働委員会とは

労働委員会は、労働組合と使用者間のトラブル(集団的労使紛争)及び労働者個人と使用者間のトラブル(個別的労使紛争)について、公正・中立の立場でその解決を図り、労使関係の安定に資するために、労働組合法等に基づき設置されている専門的な行政機関です。

## 労働委員会の主な仕事

労働委員会では、次の業務を実施しています。

### 1. 集団的労使紛争

#### 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で話し合いが進まず、どうしても自主的な解決が困難なときに、労使の間に立って、労働争議の円満な解決に努めます。

#### 不当労働行為の審査

使用者の行為が「不当労働行為」であるかどうかを判断し、命令(救済・棄却)を出します。



### 2. 個別的労使紛争

#### 個別的労使紛争の労働相談・あっせん

労働者個人と使用者との間の個別的労使紛争(賃金や休暇、労働時間などの労働条件に関し意見が合わず、対立している状態)に係るトラブルの解決をお手伝いします。

## 労働委員会の構成

労働委員会は、県知事から任命された公益・労働者・使用者の利益を代表する各委員5名、計15名の労働問題の専門家で構成・運営され、委員会の事務を整理(補佐)するため事務局が置かれています。

**公益委員** 弁護士・大学教授など

**労働者委員** 労働組合の役員など

**使用者委員** 企業経営者・使用者団体役員など

(注)労働組合法により、労働委員会の委員や事務局職員には秘密を守る義務があるほか、個人情報については愛媛県個人情報保護条例により保護されます。

# 労働争議の調整

## 労働争議

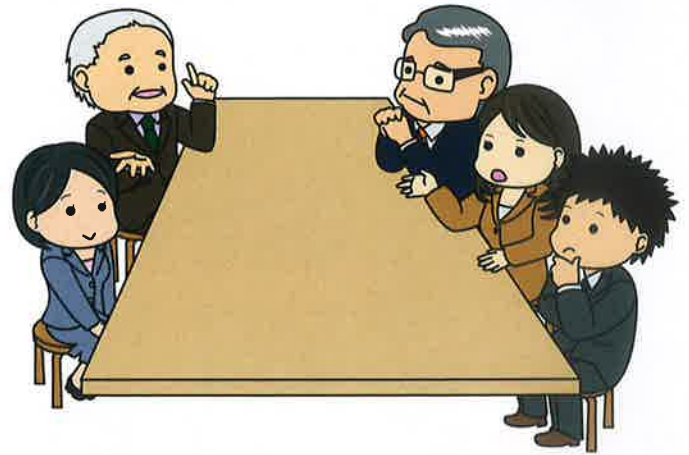
労働組合と使用者との間で、労働条件や労使関係をめぐって対立が深まり、自主的な解決が困難になったとき

### 労働条件

賃上げ、一時金、退職金、賃金体系、  
労働時間、休日休暇、定年制、  
配置転換、解雇、人員整理 など

### 労使関係

組合員の範囲、シヨップ制、団体交渉のルール  
団体交渉の開催又は促進、  
労働協約の締結・改定 など



## あっせん

### (1) 申請

労働組合と使用者のどちらからでも申請できます。

### (2) あっせん作業

あっせん員3名(公・労・使の各側1名)が労使双方から事情を聴き、争点を整理した上で必要な助言・援助を行います。

### (3) あっせん案の提示

事情聴取後、労使双方に譲歩を促してあっせん案を提示し、合意に至った場合は協定書を締結して解決となります。双方の歩み寄りができない場合は打切りとなります。

## 調停

### (1) 申請

原則として労働組合と使用者の双方からの申請が必要です。

### (2) 調停委員会

委員3名(公・労・使の各側1名)による調停委員会が労使双方から事情を聴き、争点を整理した上で必要な助言・援助を行い歩み寄りに努めます。

### (3) 調停案の提示

事情聴取後、調停案を提示し、労使双方の判断により調停案を受諾するかどうかを決めます。調停案が整わないときには、打切りとなります。

## 仲裁

### (1) 申請

労働組合と使用者の双方からの申請が必要です。

### (2) 仲裁委員会

公益委員3名で仲裁委員会を構成し、労使双方の事情聴取後、仲裁裁定を行います。労使双方はこの仲裁裁定に従わなければなりません。

# 不当労働行為の審査

## 不当労働行為

使用者が労働者や労働組合に対し、次のような行為をすることは、不当労働行為として、禁止されています(労働組合法7条)。

号別	種別	労働者及び労働組合に対し禁止されている使用者の行為
1号	不利益取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働組合の組合員であること</li> <li>労働組合に加入しようとしたこと</li> <li>労働組合を結成しようとしたこと</li> <li>労働組合の正当な行為をしたこと</li> </ul>
	黄犬契約 <small>こうけん</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働組合に加入しないこと</li> <li>労働組合から脱退すること</li> </ul>
2号	団体交渉拒否	労働者の代表と団体交渉することを正当な理由がなく拒否すること。
3号	支配介入	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働組合を結成すること</li> <li>労働組合を運営すること</li> </ul>
	経費援助	労働組合の運営に要する経費について経理上の援助をすること。
4号	報復的不利益取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>不当労働行為の申立てをしたこと</li> <li>再審査の申立てをしたこと</li> <li>上記申立ての審査及び労働争議の調整の場合に証拠を提出したり、発言したこと</li> </ul>

→ を理由に解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。

→ を雇用の条件にすること。

→ に対して、妨害、干渉するなど支配したり、介入すること。

→ を理由に解雇したり、その他不利益な取扱いをすること

## 審査の流れ

### 救済申立

労働組合又は労働者は、救済申立てをすることができます。

### 審査委員の指名

審査は、公益委員が審査委員となって進めます。  
また、労使の委員が参与委員となります。

### 審査 ① 調査 ② 審問

- ① 労使双方から事情聴取を行い、争点を明らかにし、今後の審問の進め方を決定します。
- ② 不当労働行為の有無を判断するため、証拠調べ(証人尋問等)を行います。

### 合議 (公益委員会議)

審査終了後、公益委員会議において、不当労働行為の有無・命令の内容等について決定します。

### 命令

不当労働行為に当たると判断した場合、救済命令を出します。  
不当労働行為に当たらないと判断した場合、申立てを棄却する命令を出します。

(注) この命令に不服がある場合は、中央労働委員会への再審査の申立て又は裁判所への命令取消訴訟の提起を行うことができます。

### 和解

事件の内容によっては、審査の過程で審査委員が双方の主張を調整し、和解による解決に当たります。

# 個別的労使紛争の労働相談・あっせん

## 個別的労使紛争の発生

次のようなトラブルを抱えたとき



労働者

突然解雇されたり、十分な説明もなく賃金をカットされたり、時間外の割増賃金が支払われなかったり、有給休暇が与えられなかったりして、使用者とトラブルになっている。

使用者



社員にやむを得ず配置転換を命じたが、理由なく拒否されトラブルになっている。

## 労働相談

トラブルの内容をお聴きし、必要に応じて、情報の提供、助言、適切な機関の紹介等を行います。

事務局職員による労働相談(平日8:30~17:15)のほか、委員3名(公・労・使の各側1名)による労働相談を原則、月1回開催しています。

開催日については県HPを御覧いただくか、事務局にお問い合わせください。

紛争の内容や御希望により、労働相談とあっせんの申出を一度に行うことも可能です。

## あっせん

労働相談による助言や関係機関による支援ではトラブルが解決しないときは、あっせんを申し出れば、経験豊富なあっせん委員3名(公・労・使の各側1名)が、当事者双方の主張をお聴きし、解決に結びつく合意点を探りながら話し合いによる解決をお手伝いします。

申出

- ・労働者個人と使用者のどちらからでも申し出ることができます。
- ・申し出はいつでも取り下げることができます。

実情調査

- ・事務局職員が当事者双方の事情を聴き取った上で会長に報告し、あっせん開始期日を通知します。

不開始

- ・紛争の実情があっせんに適さない場合、相手方があっせんに応じない場合等には、あっせんは行われません(不開始)。

あっせん作業

- ・あっせん委員3名(公・労・使の各側1名)が双方から事情を聴き、公平な立場で必要な助言・援助を行います。
- ・あっせんでは「譲り合いの精神」が大切です。

あっせん案提示

- ・労使双方がお互いの譲歩により合意に至った場合は協定書を締結して解決となります。双方の歩み寄りができない場合は打ち切りとなります。

解決

打ち切り

(注1) 県外の事業所で発生したものや他の機関(労働局、裁判所等)で取り扱っているもの、募集及び採用に関するもの、一度も話し合いがなされていないものなど紛争の実情があっせんに適さないものについては、あっせんを行いません。

(注2) 船員に係る個別的労使紛争については、四国運輸局(窓口:愛媛運輸支局)にお問い合わせください。

# 労働相談・その他手続等の詳細についてのお問い合わせ先

## 愛媛県労働委員会事務局審査調整課

所在地 〒790-8570  
松山市一番町四丁目4番地2 県庁第二別館4階

電話 089(912)2996(直通)

ファックス 089(912)2989

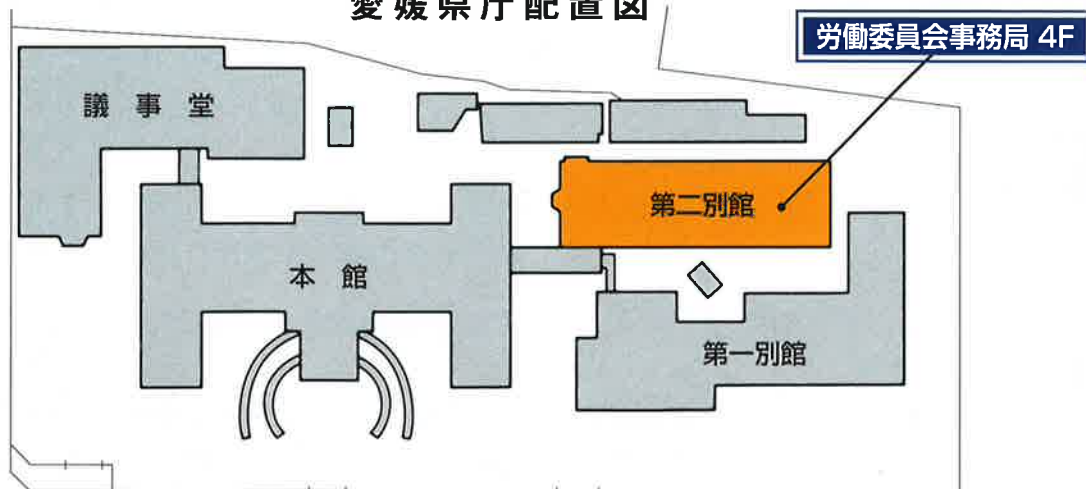
ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

E-mail [roudoui@pref.ehime.lg.jp](mailto:roudoui@pref.ehime.lg.jp)

携帯・スマホから  
QRコードに  
アクセスしてね。



愛媛県庁配置図



各地方局(支局) 商工観光室(中小企業労働相談所)でも、担当職員が相談をお受けします。

東予地方局	〒793-0042	西条市喜多川 796-1	TEL 0897-56-1300(代)
今治支局	〒794-8502	今治市旭町 1-4-9	TEL 0898-23-2500(代)
中予地方局	〒790-8502	松山市北持田町 132	TEL 089-909-8760
南予地方局	〒798-8511	宇和島市天神町 7-1	TEL 0895-28-6146
八幡浜支局	〒796-0048	八幡浜市北浜 1-3-37	TEL 0894-22-4111(代)

どうぞお気軽に御利用ください。